

大輪のぼたん

咲きました！

Topic

- 02 町民とのまちづくりトーク
- 06 新型コロナワクチン情報
- 07 高島町長選挙は4月17日(日)
- 28 子育て世代包括支援センター

【ホームページ】<https://www.town.takahata.yamagata.jp>

高島町 Facebook・LINE でも情報発信中！

人口と世帯数

2月1日現在

人口	22,432人
男	10,964人
女	11,468人
世帯数	7,745世帯

町民と町民のまちづくりトーク

Discussion for town development with townspeople

町からの説明（町および地域におけるこれからの防災）

昨年11月15日(月)から26日(金)にかけて、各地区を会場に「まちづくりトーク」を開催し、計234人が参加しました。

今年度は、近年頻発する大雨による災害や新型コロナウイルス感染症等を受けて「町および地域における防災」、そして令和7年5月開庁を目指し、準備を進めている「役場新庁舎の建設」をテーマに、多くの質問や意見等が出されました。

▼問合せ先／町企画財政課広聴広報係
☎(52)4476



令和元年台風19号の教訓を踏まえた防災対策
安全に避難できるように当時の冠水状況を反映させた改訂版「防災マップ」を全戸配布。

「千年に一度の大雨」
＝
「想定しうる最大規模の降雨」



防災行政無線のほか、町ホームページやフェイスブック、LINE、登録制メールサービスを活用し、情報を発信。また、それらで情報を得るのが困難な高齢者世帯等に「防災無線の個別受信機」を無償で貸し出す。

住宅への浸水被害軽減を図るため、大型の緊急排水ポンプ2台を消防団に配備し、夜間救助に備え、消防団各部に発電機とLED投光器を1台ずつ配備。

6月実施の「水防訓練」では、自主防災会も参加して水防技術を体験し、各組織との連携を強化。



高島小学校グラウンドで行われた水防訓練の様子

地域での助け合いの要となる「自主防災組織」（122集落中118集落が組織結成）が、町内全集落設立されるよう支援を行う。さらに地域

特有の災害リスクや課題を共有するための「地区自主防災組織連絡協議会」を全地区において設立し、災害時の課題解決のための研修会や訓練機会の充実を図る。

新型コロナウイルス感染症対策

災害時の分散避難推進のため、水害時に被害想定されない自治公民館を自主的緊急避難場所として協定を締結（29施設）。3密対策の空調設備や自動水栓設置などの整備に補助金を交付。

災害時の停電対策でLPガス発電機の無償貸与を予定。避難に配慮が必要な人のための福祉避難施設として、町旅館組合と協定を締結。





昭和43年に建設し、老朽化が深刻な現在の役場庁舎

現在の庁舎の課題

- ・昭和43年建設から設備も老朽化が深刻で、維持管理経費や光熱水費が増加している。
- ・耐震化されておらず、大地震の時などは、災害本部を役場ではなく、消防署に設置しなければならぬ状況。
- ・窓口が分散しており、行政サービスが利用しづらい。
- ・建物の構造やスペースなどの問題から完全なバリアフリー化に至っていない。

新庁舎建設の財政負担軽減

- ・耐震化されていない庁舎を耐震基準を満たした庁舎として建て替えをし、防災拠点とするための国の財政支援事業である「市町村役場機能緊急保全事業」を活用する。

※非常に有利な条件で地方債を活用でき、交付税も措置され、町財政負担が軽減。令和2年度中に実施設計着手事業も活用可能と延長された。

新庁舎建設基本計画の策定

- ・町民アンケート実施
- ▼回答者数／937人
- ▼対象／18歳以上の町民2千人
- ・「新庁舎建設検討委員会」で協議検討。パブリックコメントの公募。

基本理念
町民に寄り添った環境にやさしい、安全・安心な庁舎
基本方針
1. 防災拠点として安全・安心な庁舎 2. 町民にやさしく誰もが利用しやすい庁舎 3. 将来を見越した効率的で経済的な庁舎 4. 地球環境にやさしい庁舎 5. 温かみがあり町民に親しまれる庁舎

・(株)久米設計東北支社と「基本・実施設計業務」を締結。

新庁舎建設基本設計

令和4年3月完了

防災

令和元年の台風19号の際、避難所に入れなかった。備蓄基地や避難所の増設、また、食料や電源を備えた施設を一定の距離ごとに作ってはどうか。

避難場所について、今後も協力していただける企業を拡大し、自治公民館についても協力をお願いしていく。備蓄品は、防災倉庫と各地区公民館、各小中学校に分散配置をしている。不足分は精査をしながら、命を守ることを第一に考え、補充していく。

避難先でプライバシーが守られないため、全国的に高齢者等が避難所に行きたくないという事例がある。プライバシーを守るため、段ボール等での間仕切りやテントなどは考えているのか。

段ボールのベットと間仕切り、自立型のテントも準備している。防災は大雨による河川の氾濫だけでなく、地震や、雨による土砂崩れ等の想定も考えられる。土砂崩れによる自然ダムが決壊した場合等、様々な災害の調査や対応はどうしているか。

町として、各集落における個別の災害を想定するのは難しいが、各自主

防災会が中心となり、様々な想定による災害マップ等の作成、危険点検などを実施し、対応をお願いしたい。



改定となった「防災マップ」だが、配布だけでは浸透しない。浸水地域がずいぶん増えていると感じた。今後も、自分が住んでいる地域はどれぐらい危険なのか、どの段階で避難が必要なのか等、危険性を繰り返し呼び掛けていく必要がある。

各自主防災組織・地区防災組織連絡協議会での研修会や、参加型の防災訓練で、繰り返し地域の方々に浸透させていきたい。防災マップの見方等の出前講座も活用してほしい。防災マップの内容を十分理解してもらい、自宅避難の方が安全な場合もあるため、今後周知を図っていきたい。

福祉避難所が必要ではないか。これまで、福祉避難所の指定は、松風会の施設を借り上げていた。昨年度末、町旅館組合と協定を結び、部屋の提供依頼を検討をしている。従事する職員については町社会福祉協議会と協議し、検討を行っている。

庁舎建設



Q 平面図や配置図の完成後土地を確保しようとしたところ、地権者から譲ってもらえず変更になったと聞いた。事業を進める順序に問題なかったか。

A 順序に問題はない。当初、図書館と子育て遊戯施設を建設する計画があったため、新庁舎建設を先延ばししていた。令和元年6月に国の財政支援事業の制度を受ける期限が延長されるとの情報を得たため、令和2年度から新庁舎建設事業に着手した。設計は、技術提案型のプロポーザルという方法で発注し、町で策定した基本計画を基に提案を受け、審査して決定した。プロポーザルは、

公共施設の建設でよくある手法で、用地取得と計画を同時に進めてきた。設計以前から土地の所有者とは情報を交換しながら進めていたが、提示金額にご納得いただけなかったため、計画を変更した。

Q 計画の変更により、当初予定にない経費が発生したとのことだが、内訳は。

A 構造計算の再設計費1千万円、計画の変更によるボーリングの追加調査経費600万円、購入予定地の補償算定費に160万円、合計1,760万円。価格で折り合いがつかない一方、土地を造成する費用が必要となる事も加味し、総合的に見て計画変更と判断をした。

Q 建設総額と財源の内訳は。

A 町民負担の増加や、手数料の値上げはあるか。

A 町民負担の増加や手数料が値上がりせずに済むよう取り組む。基本計画での概算では総額40億円を見込んでいたが、確定ではない。約5億円の交付税措置を見込んでおり、現時点では財源の内訳までは未定である。町は、ゼロカーボンシティ宣言をしており、環境に配慮したものも取り組むことで、活用できる補助金等も検討している。

Q 一階のオープンスペースの耐震はどのように考えているのか。

A 国の耐震基準の上位ランクの耐震基準で設計をしている。オープンスペースは広い空間をとるが、柱の太さや壁の厚みにより補強する構造を考えている。また、天井の落下防止のため釣り天井を設けない計画をしている。



Q 高島らしさや、地域の特色などを活かした新庁舎にしてほしい。

A 基本計画に高島らしさを盛り込んでいる。今の段階では、高島石による高島らしさや、新町立図書館・旧四中の体育館の改修でも使用した町産木材をふんだんに使った温かみのある建物を考えている。また、山並みの景色などが建物によって阻害する

ことの無いように三階建ての建物の上部を下部よりも後退させ、上の方の空間に余裕を持たせる設計をしている。今後様々な高島らしさを基本設計の中に組み込んでいく。

Q 町民が展望を楽しめるスペースは設けられるのか。

A 三階の議場前を展望スペースとして考えている。また、フロアの中央に執務スペース、周辺に会議室を配置しており、会議室からも展望できると思う。

Q 新庁舎を楽しみにしている。最先端のものを取り入れると思うが、人と人の対話のある窓口にしてほしい。

A 人と人のふれあいが一番大事だと思っている。基本コンセプトにも町民に慕われる庁舎づくりを盛り込んでいる。

Q 庁舎を建て替えた結果の変化と、住民サービスの向上に繋がるか、ぜひ検証してほしい。

A ごもつともだと思おう。多額の経費をかけて建設する。利用しやすさはもちろん、将来にわたり負担を残さない維持費を考えなければならぬ。一方で、環境への配慮も求められている。総合的に検討しながら進めていく。

3 すべての人に健康と福祉を

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

11 住み続けられるまちづくりを

その他

Q 小学校の空き教室で、学童の活動ができないか。

A 今すぐ活用できる空き教室はない。今後の方向性として、学校と一体的に整備という方針にしており、様々な方法を検討していく。



Q 自治会内において造成工事されているところがあるが、工事開始にあたり一切説明がなく、困惑している。町からも働きかけをしてほしい。

A 町からも先方に出向き、説明をきちんとするよう働きかけを必ず行い、住民の方に連絡をとらせてもらう。(後日、工事取り止めとなった)

Q 年2回の河川清掃は、ボランティアが強制か。また、ケガの補償で、休業補償等も検討してほしい。

A 屋代川は年2回、またそれ以外の河川も7月の県下一斉活動に参加協力いただいている。町はボランティアと考えており、作業中のケガに備え、保険に加入している。保険内容について、今後さらに調査検討していく。**町では再生可能なエネルギーを電力会社と契約しているか。**

A 現在はしていない。高圧電力に限っては、これまでより温室効果ガスを排出しない安価な契約をしている。将来的には再生エネルギーを地域内に増やし、地産地消で電力や経済が回る仕組みを検討したい。



Q 県のスクールソーシャルワーカーについて、3月で派遣は終了するが、コロナ禍で、様々な課題を抱えた子どもが多く、学校のかかわりでは対応しきれない。来年度、町単独での採用を検討してほしい。

A スクールソーシャルワーカーの来年度の継続配置と、置賜枠の増加を県に要請している。成果がきちんと積み上げられているため、県としっかり協議をして進めていきたい。

Q 新型コロナが米価下落を直撃し、打開策が中々見つけられない。アイデア等あれば声掛けしてほしい。高島町での米価の下落は約3億円と試算している。離農する人の増加に伴い耕作放棄地が増えることを危惧している。町独自の支援策として、主食用米10a当たり1千円の支援を予定しており、来年の種子購入費用として活用してほしい。また、ふるさと納税の返礼品として、農産物を始め、特産品の有利販売に繋げる取り組みを行っている。ぜひこちらも声掛けをお願いしたい。

たくさんのご意見
ありがとうございました
ございました



〓 町政に 「あなたの声を」 〓

みなさんの声を町政に反映させるため「ご意見・ご提言」をお寄せください。
いただいた「ご意見・ご提言」は各課で調査・検討してご本人に回答いたします。
また、広く町のみなさんにお知らせしたい内容は、広報たかはたや町ホームページで紹介いたします。

【ご意見・ご提言の方法】

①町ホームページ
【ご意見・ご提言】
から



②ハガキ(封書)で
〒992-0392
高島町企画財政課宛

※回答や内容等の問い合わせをする場合がありますので、住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。



新型コロナウイルスワクチン情報

町健康長寿課新型コロナウイルスワクチン接種対策室(げんき館) ☎(52)1312



最新情報はこちら

3回目の接種は、2回目の接種をした日から6か月以上経過した18歳以上の人が接種できます

3回目の集団接種について

3回目の集団接種は、2回目の接種が済んでいる希望者に順番にご案内しています。最大3回封筒が届きますので、お手元に届いたらご確認ください。

送付物	送付時期
① 意向調査票	順次送付
② 接種券付き予診票 ワクチン接種済証	2回目接種日から6か月経過する前に順次送付
③ 接種日程のご案内	接種日の2週間前に送付

①②は、2回目の接種が令和3年9月30日までに終了している人に送付済みです。届いていない人はコールセンターまでご連絡ください。

▶問合せ先/コールセンター ☎(52)1224

【3回目接種実績】3,180人 接種率17%(2月25日時点)

3回目の個別接種可能な町内医療機関

かかりつけ医の医療機関にご予約ください。

医療機関名	院内予約	電話予約
いからし内科クリニック	○	×
かすかわ醫院	○	×
金子医院	○	×
たかはた内科医院	○	○

小児(5歳から11歳)の接種

対象となる人には接種券と予診票が必ず届きます。すでに意向調査を行っており、町内にて接種を希望すると回答した人には、町から接種の案内を送付しますので、ご確認ください。

▶開始時期/3月中旬

▶接種ワクチン/小児用のファイザー社製ワクチン
0.2mlを2回接種します。

▶接種間隔/1回目の接種から3週間後に2回目を接種します。

3月は自殺対策強化月間です

令和2年における自殺者数は、全国で約2万人。山形県では180人が自ら命を絶っており、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は全国18位と依然高い状態で推移しています。

3月は、就職や転勤、転居などで生活環境が大きく変化し、自殺者が増える時期です。悩みはひとりで抱え込まず、専門の相談機関を利用してみませんか。

▶問合せ先/町福祉こども課障がい者福祉係
☎(52)4473

こころの健康相談統一ダイヤル

☎0570(064)556

受付/3月1日(火)~7日(月) 9時~17時



心の健康相談ダイヤル

☎023(631)7060

受付/平日9時~正午、13時~17時

※土日祝日・年末年始を除く

LINE等のSNSでも相談できます。
厚生労働省のホームページで相談窓口を紹介しています。



広告



配達・集金スタッフ
随時募集中!!

お気軽にご連絡ください。

山形新聞 高畠専売所

高畠町高畠878 TEL0238-52-2859
FAX0238-52-4812

「広報たかはた」

広告募集中!!

町企画財政課広聴広報係 ☎(52)4476

月額¥10,000~

詳細はホームページをご確認ください



高島町長選挙は4月17日(日)

令和4年4月23日に任期満了を迎える高島町長選挙が、4月12日(火)に告示され、4月17日(日)に投票が行われる予定です。

高島町長選挙で投票できる人



選挙人名簿に登録されていること。

登録基準日(4月11日)の時点で、高島町に引き続き3か月以上住所を有し、選挙期日(4月17日)現在で満18歳以上の人が登録されます。

※詳細は、広報4月号で改めてお知らせします。

立候補予定者説明会 出納責任者事務説明会

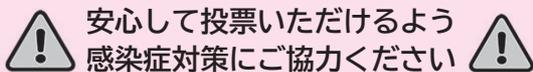
高島町長選挙に立候補を予定している人および出納責任者を予定している人を対象に、「立候補予定者説明会・出納責任者事務説明会」を開催します。

- ◆日時/3月17日(木) 15時～
- ◆場所/町役場第2会議室(3階)
- ◆内容/立候補の手続き、選挙運動、出納事務など

郵便等による不在者投票について

身体に重度の障がいを持ち、下記の要件を満たす場合、郵便等により自宅で投票ができます。手続きに時間を要しますので、利用する人はお早めにご相談ください。

- ①身体障害者手帳の交付を受けていて、次の項目の障がい名・等級が手帳に記載されている人
 - ・両下肢 1級・2級
 - ・ぼうこう 1級・3級
 - ・体幹 1級・2級
 - ・直腸 1級・3級
 - ・移動機能 1級・2級
 - ・小腸 1級・3級
 - ・心臓 1級・3級
 - ・免疫 1級～3級
 - ・じん臓 1級・3級
 - ・肝臓 1級～3級
 - ・呼吸器 1級・3級
- ②戦傷病者手帳の交付を受けていて、次の項目の障がい内容等が手帳に記載されている人
 - ・両下肢、体幹の障がい…特別項症～第2項症
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい…特別項症～第3項症
- ③介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人



投票所には筆記用具を用意しますが、ご自身で持参いただいた鉛筆を使用することもできます。

マスク着用



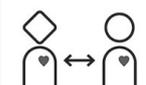
手指の消毒



手洗い



距離の確保



◆問合せ先/町選挙管理委員会事務局 役場第6会議室(1階) ☎(52)3154

広告

入会して仲間と一緒にシルバーで働いてみませんか

☆会員募集中☆

◆原則60歳以上で健康で働く意欲のある方
～お気軽にご相談ください～

ご家庭や企業の皆様からのお仕事お待ちしております

☆お仕事募集中☆

◆まずは電話でご相談ください。

公益社団法人 東置賜シルバー人材センター

高島町大字福沢196番地 産業振興センター内

電話：40-1070

受付時間 8:30～17:15(平日)

第3次 高島町観光振興計画を策定しました

詳細はこちら

◎問合せ先／町商工観光課観光交流係 ☎(52) 4 4 8 2



◆計画策定の趣旨◆

少子高齢化に伴う人口減少の進展、ウェブサイトなどの情報をもとに訪れる個人型旅行へのシフト、ニーズの多様化、また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う旅行需要の激減や不要不急の外出自粛等により、観光を取り巻く環境が一変しました。観光のスタイルが大きく変わっていく中で、昨今の当町の観光振興を取り巻く環境の変化に対応した新しい観光戦略の構築を図るため策定しました。

○計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

○推進体制

高島町総合観光推進協議会にて、毎年度評価・検証を行います。

現状と課題の認識

多様な観光資源を活用した旅行商品化、中核となる人材の育成、観光推進組織に求められる「マネジメント」「マーケティング」機能強化など、地域一体の魅力的な観光づくりを十分検討する必要があります。

地域の魅力の再確認
個々の役割に応じた取組



高島町の特徴ある観光の更なる推進を！

めざす町の姿

どこまでも輝き続ける観光の町
「まほろばの里たかはた」

◆基本理念◆

高島町に住むすべての人々が、自然、文化、産業、地域を誇りに感じ、観光を通じて喜びが共有され、多様な交流が生まれ、未来へ継ぐことができるまちづくりを目指します。

◆基本方針◆

① 自然と歴史が体感できるまち

自然豊かな環境と歴史

- ・観光資源のブラッシュアップ
- ・町内交通の利便性の向上
- ・体験プログラムの創出



② 住む人の豊かさが増えるまち

地域ブランドの確立

- ・観光動向の収集
- ・観光関連産業との連携



③

まほろばの里を味わえるまち

誇れる産業と食文化

- ・宿泊観光客の誘致
- ・観光消費機会の創出



⑤ ヒト・モノ・コトが多様につながるまち

広域連携

- ・情報発信の充実と強化
- ・広域連携による誘客
- ・訪日外国人旅行者の受入環境の整備と誘致活動
- ・観光案内基盤施設の整備
- ・高島町地域商社設立に向けての検討



④ 優しさで奏でるまち

誇れる人々

- ・観光客満足度向上への町民観光学習と人材育成



高島町中小企業・小規模企業振興計画 を策定しました

詳細はこちら



◎問合せ先／町商工観光課商工振興係 ☎(52)2019

◆計画策定の趣旨◆

高島町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進するため策定しました。

○計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

○推進体制

高島町中小企業・小規模企業振興審議会を設置し、毎年度評価・検証を行います。

中小企業・小規模企業を取り巻く課題認識

- ①不確実性が増す時代
- ②経営基盤の強化と生産性の向上
- ③人材の確保・育成
- ④起業・創業と事業承継

基本理念

不確実な時代を乗り越える
チャレンジングな企業群づくり

◆基本方針◆

◆方針1◆

SDGsに対応した事業発展
(経営基盤強化・成長促進)への支援

- ・経営に関する相談および指導の充実
- ・円滑な資金調達への支援
- ・販路拡大への支援
- ・支援体制の強化
- ・生産性向上の取り組みへの支援
- ・地域資源活用の促進(地産地消の推進)
- ・地域商店活用の促進(地域商業の支援)
- ・企業立地、産業集積の促進
- ・新技術、新商品の開発支援
- ・地域資源を活用したツーリズムの振興
- ・農商工連携の促進
- ・海外進出への支援
- ・知的財産の活用促進

◆方針2◆

人材の確保・育成

- ・技術、技能の伝承と後継者育成
- ・中小企業への就労促進
- ・学生、教育、保護者、就職希望者に向けた取り組み
- ・就労しやすい環境の整備
- ・ワーク・ライフバランスの促進と勤労者福祉の充実
- ・外国人労働者雇用の取り組みへの充実



◆方針3◆

起業・創業の推進
円滑な事業承継

- ・起業、創業への支援(情報・機会の提供と相談体制の充実)
- ・事業計画策定および資金調達への充実
- ・円滑な事業承継への支援



◆優先的な取り組み◆

コロナショックへの対応
(ウイズ・アフターコロナへの支援)



雇用
(人材の確保・育成)



タウンプロモーション
(地域ブランドの発展)



お知らせ

国民健康保険に加入しているみなさんへ ご家族の社会保険に加入 できる場合があります

岡町町民課医療給付係

☎(52) 1 3 2 7

玉 国民健康保険の人も、家族の社会保険に扶養家族として加入できる場合があります。社会保険に加入すると、加入した月以降の国民健康保険税は課税されなくなります。

◆扶養家族として社会保険等に加入できる条件*

- ①社会保険加入者本人(以下、被保険者)の父母、配偶者、子などで、主として被保険者に生計を維持されている人
- ②年間収入が130万円未満(60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がいがある人は180万円未満)かつ、被保険者本人の年間収入の2分の1未満である人

※…加入する社会保険によって条件が異なる場合があります。詳しくは社会保険に加入している勤務先等にお問い合わせください。

お知らせ

人工透析患者の通院 交通費用を助成します

岡町福祉子ども課障がい者福祉係 ☎(52) 4 4 7 3

人 人工透析療法を受けるため、通院に要した交通費用を一部助成します。

- ◆対象者/身体障害者手帳を所有し、じん臓機能障がいに該当する人
 - ◆対象期間/令和3年10月～令和4年3月(令和3年4月～9月分の交付決定があった人は、個別に案内します)
 - ◆助成額/交通費と月額基準額のどちらか低い方(利用した交通手段によって計算方法が異なります)
 - ◆申請期限/4月8日(金)
 - ◆申請先/町福祉子ども課
 - ◆申請に必要なもの/
 - ①交付申請書 ②通院報告書 ③承諾書 ④通帳の写し ⑤身体障害者手帳 ⑥本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- ※①～③は町福祉子ども課窓口または町ホームページから入手できます。

加入手続きの手順

①勤務先へお問い合わせください

社会保険に加入できるかを勤務先へご相談ください。加入できる場合、勤務先の会社を通して被扶養者となる手続きを行います。



②町民課へお越しください

社会保険に加入した場合、**国民健康保険の喪失手続きが必要**となります。手続きを行わない場合、国民健康保険税が課税されたままとなります。

持ち物

- 国民健康保険証(加入者全員分)
- 新しい保険証(加入者全員分)
- 年金手帳
- マイナンバーカード等(世帯主と加入者全員分)
- 届出者の本人確認書類(運転免許証等)
- 医療証(お持ちの人のみ)

※代理人でも手続きができます。

別世帯の場合は、委任状が必要です。

[注意] 社会保険へ加入後、新しい保険証が手元に届く前に医療機関を受診する際は、必ず**保険証の切り替え中**であることを医療機関に伝えてください。

お知らせ

ストマ用装具の購入 費用を助成します

岡町福祉子ども課障がい者福祉係 ☎(52) 4 4 7 3

膀胱・直腸の機能に障がいのある人がストマ用具を購入する際にかかる費用を一部助成します。

- ◆対象者/身体障害者手帳を所有し、膀胱・直腸機能障がいに該当する人
 - ◆対象期間/令和4年4月～9月に購入するもの
令和3年10月～令和4年3月分の交付決定があった人は個別に案内します。
 - ◆申請期限/3月25日(金)
 - ◆申請先/町福祉子ども課
 - ◆申請に必要なもの/
 - ①申請書 ②同意書 ③見積書 ④身体障害者手帳 ⑤本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- ※①②は町福祉子ども課窓口または町ホームページから入手できます。

お知らせ

預かり保育利用料等の 還付が受けられます

圃町福祉こども課子育て支援係 ☎(52) 3 0 3 1

子育てのための施設等利用給付認定を受けることで利用料が還付されます(上限あり)。

◆次の場合が対象です

- ① 1号認定を受けて認定こども園等の認可施設を利用している人が、預かり保育を利用する場合
- ② 認可外保育施設を利用する場合
- ③ 家庭内で保育をしている人が、幼児施設やファミリー・サポート・センターの一時預かりを利用する場合

◆認定には…

3歳から5歳児および非課税世帯の0歳から2歳児で、家庭で十分な保育ができない状況と認められる必要があります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。お問い合せください。

募 集

第5次高畠町国土利用計画(案) パブリックコメント について意見を募集します

圃町建設課用地係 ☎(52) 1 1 3 1

本計画は、国土利用計画法に基づき、令和4年度から令和13年度までの10年間にわたり町内の土地利用に関して必要な基本的事項を定めたものです。

土地利用に関しては、町のみなさんの意向を反映させながら安全で持続的な土地利用を促進していくことが求められています。つきましては、みなさんの本計画に関するご意見を募集します。

◆閲覧場所／町建設課、各地区公民館、町ホームページ

◆提出資格／町内在住者、町内に事務所または事業所がある人・法人・その他団体

◆提出方法／持参、郵送、FAX、E-mail
備え付けの「ご意見記入用紙」に、必要事項とご意見を記入のうえ、提出してください。

※ご意見に対する個別回答は行いません。

◆提出場所／町建設課

◆募集期間／3月3日(木)～16日(水)

◆FAX／(52) 1 5 4 3

◆E-mail／kensetsu@town.takahata.yamagata.jp

お知らせ

令和4年度障がい者タクシー助成券の交付手続き

圃町福祉こども課障がい者福祉係 ☎(52) 4 4 7 3

障がいのある人の外出や社会参加を支援するため、協力企業でご利用いただけるタクシー助成券を交付します。令和3年度中に申請した人は、個別に案内します。

◆交付枚数／年間最大24枚(1枚500円)

申請月によって交付枚数が異なります。

◆対象者／

①身体障害者手帳をお持ちで次の個別等級の人

下肢 1・2・3・4級

運動機能 1・2・3・4級

体幹 1・2・3級

視覚 1・2級

呼吸器 1・2・3級

※下肢機能障がいについては、左右あわせて4級も可

②療育手帳判定「A」の人

③精神障害者保健福祉手帳1・2級の人

※施設等に入所または病院等に長期間入院している人は交付対象外となります。

◆申請期間／3月22日(火)～令和5年3月末

※令和4年度中の使用に限ります

◆申請・受取先／町福祉こども課(役場開庁日にお越しください)

◆申請に必要なもの／

①交付申請書 ②障害者手帳 ③本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)

※①は町福祉こども課窓口または町ホームページから入手できます。

お知らせ

～たかはた げんきな脳と 歩行プロジェクト講演会～ 「元気な歩行と認知症予防」

圃町健康長寿課地域保健係 ☎(52) 1 3 0 7

◆日時／3月21日(祝) 14時～15時30分

◆対象・定員／町内在住者140人

◆場所／高畠町文化ホールまほら

◆参加費／無料

◆講師／山形大学医学部第三内科神経学分野教授
太田康之氏

◆申込締切／3月14日(月)(定員になり次第締切)

お知らせ

令和3年度高畠町子育て世帯への臨時特別給付金

申請期限は令和4年3月31日(木)

※新生児が3月下旬生まれの場合4月15日(金)

☎町福祉こども課こども若者支援係 ☎(52) 2 8 6 4

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯を支援するため、町は、対象のみなさんに児童1人あたり10万円を支給しています。

※児童手当における所得制限限度額以下の人が対象です。

【次の人は必ず申請が必要です！】

①高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)のみを養育する人。

②令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する人。

③公務員(所属庁の証明を受けた申請書を提出ください)

◆**申請方法**／所定の申請書に必要事項を記載し、振込先金融機関口座確認書類(振込口座は申請者ご本人名義のものに限ります)を貼付のうえ、町福祉こども課へ持参または郵送ください。(郵送料は申請者が負担)

※申請書の様式や所得制限限度額など詳しくは、町ホームページをご覧ください。申請書を印刷できない人は郵送しますのでご連絡ください。

※9月以降に離婚した人は、お問い合わせください。

お知らせ

雪どけ期における交通事故防止

☎町生活環境課生活安全係 ☎(52) 4 4 7 1

👉 れからの時期は、雪が融けはじめ車がスピードを出しやすくなる一方で、夜間から早朝にかけては路面が凍結するところがあり、道路環境が変化する時期となります。徒歩での外出や自転車の利用が活発になってくることから交通事故の多発が懸念されます。右記の点を実施することにより、交通事故防止を図りましょう。

◆**交通安全ありがとう運動**

横断歩道は歩行者が最優先！

止まった車に「おじぎ」などで「ありがとう」の気持ちを伝えよう！

令和4年1月の交通事故発生状況

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高畠町	9(±0)	0(±0)	13(+4)

※増減は前年同時期との比較です

お知らせ

家計急変世帯への新たな給付金

☎町福祉こども課地域福祉係 ☎(52) 3 5 6 4

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する等、家計に急変のあった世帯を支援するため1世帯あたり10万円を支給します。

◆**対象世帯**／令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、「住民税非課税相当*」の収入となった世帯(家計急変世帯)

※収入状況等を聞き取り判断します。

◆**申請方法**／町ホームページまたは町福祉こども課窓口にて申請書の様式を取得し、必要事項を記入してください。

◆**申請期限**／9月30日(金)

◆**申請先**／町福祉こども課

◆**申請に必要なもの**／令和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響で収入が減少したことがわかる書類(給与明細、帳簿等)

※世帯全員が令和3年度住民税非課税である世帯には、2月中に確認書を送付しています。確認書の返送がお済みでない人はお早めにお問い合わせください。

※申告をしていない人や、令和3年1月1日～12月10日までに転入者のいる世帯は申請が必要となりますので、お問い合わせください。

【運転者】

◇夜間から朝にかけての路面凍結に注意し、スピードを控えて運転しましょう。

◇横断歩道付近に、横断歩行者がいれば必ず止まって安全に渡らせましょう。

◇追突事故を起こさないため、前車が急停止しても事故を避けられる車間距離を保つようにしましょう。

【歩行者】

◇道路を横断するときは、手や横断旗で横断する意思を表し、横断開始時と横断中の二度確認を徹底しましょう。

◇早朝や夕方の外出時は、明るい色の衣服や夜光反射材を身につけましょう。

お知らせ

障がいをお持ちの人へ

軽自動車税の減免制度があります

町税務課住民税係

☎(52) 4 4 7 7

◆基本要件／

(1) 4月1日時点で障がい者本人名義の車両

※使用者：障がい者本人または生計を一にする者

※次の場合は、生計を同じくする人の名義の車両でも減免対象になります。

- ① 18歳未満の身体障がい者
- ② 知的障がい者・精神障がい者

(2) 4月1日現在、下記の障がい者手帳等が交付されていること

(3) 障がいの級別が減免の範囲内にあること

◆申請場所／町税務課

◆申請期間／4月18日(月)～28日(木)(土日祝日除く)

◆持ち物／①減免申請書(町税務課備付) ②運転者の運転免許証③各種障がい者手帳(身体障がい者手帳など) ④マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できるもの(通知カード等) ⑤軽自動車納税通知書(4月15日に納税義務者へ送付)

ご注意ください

- ・減免の手続きは毎年必要です。前年度に減免を受けた人も必ず申請を行ってください。
- ・障がいのある人1人に対して、減免を受けられる自動車は1台のみです。
- ・申請期間を過ぎると申請をお受けできません。

◆減免対象区分・級別の一覧表

障がい区分	障がいの級別		
	障がい者ご本人の運転	生計を同じくする人の運転	
視覚障がい	1級～4級	1級～4級	
聴覚障がい	2級および3級	2級および3級	
平衡機能障がい	3級	3級	
音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)		
上肢不自由	1級、2級の1および2級の2	1級、2級の1および2級の2	
下肢不自由	1級～6級	1級～2級および3級の1	
体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級および2級(片方の上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	1級および2級(片方の上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい	1級および3級	1級および3級	
肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級	
戦傷病者手帳の交付	山形県の自動車税減免適用範囲	山形県の自動車税減免適用範囲	
療育手帳の交付	A	A	
精神障がい者保健福祉手帳	1級で通院医療費受給者番号が記載されている人		

◆普通自動車の減免手続きに関する問合せ先／置賜総合支庁税務課 ☎(26) 6 0 1 4

令和4年度

特定地域生活排水処理事業の 申込受付を開始します

下水道が利用できない地域が対象となります。
なお、下水道認可区域内で下水道が未供用の場合は、個人に補助する従来の合併処理浄化槽設置整備事業(町生活排水対策事業)によります。

【事業の概要】

町が合併浄化槽を設置して維持管理を行います。この事業では、環境問題に配慮し窒素除去ができる処理能力の高い『低炭素社会対応型高度処理型浄化槽』を設置します。

該当する区域内での新築や単独浄化槽からの切り替え、または汲み取りトイレからの改造などで50人槽以下が対象になります。

対象となる50人槽以下の建物

- ①専用住宅(併用住宅等含む)
- ②事業所等
- ③公民館
- ④公共施設

◆申込受付／

4月1日～10月末まで

◆申込方法／

申込書は町上下水道課にあります。
必要事項を記入のうえ提出してください。

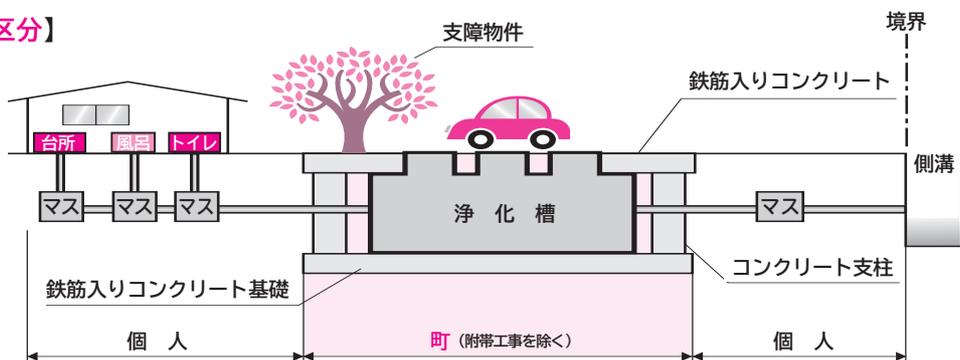
◆問合せ先／

町上下水道課下水道係 ☎(52)4484

【注意点】

- ※設置工事は、申し込みから2～3か月程度要します。
- ※排水設備工事や支障物件の撤去・駐車場として使用する場合の追加費用は申込者の負担となります。
- ※予算がなくなり次第終了しますので、早めにお申し込みください。
- ※設置できる期間は年内までとなります。

【工事費の負担区分】



【設置時の費用負担】

設置完了時に分担金、使用開始から毎月使用料がかかります。

浄化槽の 大きさ	分担金の額		使用料/月額 (税込)
	専用住宅・併用住宅	事業所等	
5人槽	93,900円	281,700円	3,630円
7人槽	109,500円	328,500円	4,070円
10人槽	139,200円	417,600円	5,280円

※排水設備の改造費用は個人負担です。

《浄化槽への切り替えの負担が軽減されます》

高島町浄化槽整備促進事業費補助金について

高島町特定地域生活排水処理事業で浄化槽を整備する人の費用負担軽減のための補助制度を行っています。

◎対象者／単独処理浄化槽や汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ切り替える人(リフォーム)
※新築や建て替えは対象になりません。

◎補助金の額／

5人槽：80,000円 6人槽以上：100,000円